

通達甲（副監・交・執・走）第24号

平成15年9月8日

存続期間

部長、参事官  
各 殿  
所属長

副総監

### 暴走族対策推進要綱の制定について

#### 第1 制定の趣旨

暴走族は、近年、悪質・巧妙化傾向にある上、暴力団との関係も密接になる等都民の体感治安に与える影響は無視できないものとなっており、そのため、暴走族対策は、警察全体が総力を上げて取り組むべき重要課題であるとの共通認識の下、交通、少年及び暴力団対策の各部門が主体的にこれに取り組み、かつ、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的にこれを推進し、もって暴走族の壊滅を図るため、本要綱を制定するものである。